平成２０年（フ）第１７５４号
宮城県宮城郡松島町磯崎字夕陽が丘12番地、開始決定時の住所仙台市青葉区中山２丁目１番13号
破産者　和田　光子
1　決定年月日　平成22年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６５２号
仙台市青葉区川平２丁目19番23号　ファーストフラッツ102
破産者　石田　竹美
1　決定年月日　平成22年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第５４号
秋田県大仙市板見内字北畑82番地
破産者　髙橋　敏則
1　決定年月日　平成22年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第７２３号
茨城県東茨城郡茨城町大字前田1674番地40
破産者　佐藤　信次
1　決定年月日　平成22年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第７２９号
茨城県ひたちなか市大字高場1557番地７、旧住所茨城県那珂市菅谷5342番地３
破産者　田所　　茂
1　決定年月日　平成22年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第７４４号
水戸市笠原町1891番地の１
破産者　小松　群市
1　決定年月日　平成22年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第１８１号
千葉県松戸市常盤平７丁目17番地　常盤平公団住宅２街区23棟408号、開始決定時の住所埼玉県三郷市戸ヶ崎２丁目64番地16
破産者　古橋　庄輔
1　決定年月日　平成22年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２６８号
埼玉県越谷市東大沢１丁目42番地１　ブライトハイツ201号
破産者　白石　宏和
1　決定年月日　平成22年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５１９号
埼玉県春日部市藤塚2171番地66
破産者　中野　麻衣（旧姓大畑）
1　決定年月日　平成22年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３３号
埼玉県秩父市大野原2235番地１　ファミール　ＳＡＹＡＤＯ　Ａ―101、旧住所埼玉県秩父市上町３丁目23番５号
破産者　青山　康夫
1　決定年月日　平成22年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２１年（フ）第８２号
山口県下関市大学町５丁目３番17号
破産者　西森　孝司
1　決定年月日　平成22年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成１９年（フ）第３４５４号
福岡県筑紫野市天拝坂２丁目３番地52
破産者　草野　雅之
1　決定年月日　平成22年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第５１３号
福岡県福岡市博多区西月隈３丁目８番12―319号、旧住所長崎市扇町12番15―603号
破産者　山中　祥子
1　決定年月日　平成22年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５６１号
北海道北斗市本町２丁目６番14号、開始決定時の住所表示北海道北斗市本町233番地の６
破産者　東　　悦子
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第１８８号
秋田市八橋本町４丁目２番21号　グリーンハウス201
破産者　小梶　文代
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３８２号
福島県二本松市木幡字南柿ノ作５番地
破産者　朝倉　義男
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第１６０号
福島市山口字入山14番地
破産者　菅野　重則
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第２７１号
福島県二本松市松岡265番地７
破産者　川瀬　征利
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所